

地 域 再 生 計 画

1．地域再生計画の名称

人・自然プラス安心と交流の地域再生計画

2．地域再生計画の作成主体の名称

長野県

長野県下伊那郡売木村

3．地域再生計画の区域

長野県下伊那郡売木村の全域

4．地域再生計画の目標

(1) 売木村の現状と課題

売木村は長野県の最南端に位置する農山村で、北と東は阿南町、西は平谷村と根羽村、南は愛知県豊根村に山嶺をもって隣接しています。3つの谷を流れる河川が村中央部で合流し、売木川となり天竜川へと注いでいます。川の流れに沿って高原状の盆地が開け、水稻を中心とした農業と、村の約85%を占める森林を活用した山林経営、温泉、オートキャンプ場、2つのゴルフ場を中心とした観光産業の一体的な振興を目指しています。

売木村では過疎化、少子高齢化が進み、昭和25年に1,469人であった人口が平成7年には756人と約半分に減少し、高齢者比率も36%となりました。その後は人口の減少こそ鈍っていますが高齢者比率は平成17年には43%まで増加しており、平成27年には人口660人、高齢者の比率は48%になると予想されており、深刻な高齢化は農林業における担い手不足や、農地、森林の遊休荒廃化につながると懸念されています。

(2) 村づくりの目指す方向

売木村では平成18年度からの売木村総合振興計画策定のため、住民参加による「むらづくり委員会」を組織し、これからの村づくりの基本的な視点を次のとおり策定しました。

人と自然を活かす社会

この村には、豊かな自然とそれを尊敬する心、人と人との助け合いの精神、大切に育まれてきた生活文化、そして何よりも人情に厚い人々がいます。これらは皆、私たちが私たちの祖先が残してきた郷土の財産です。

私たちは、私たちが取り巻く豊かな自然、人をはじめとする郷土の魅力を再認識し、自らの手でこの素晴らしい郷土を作り上げてきたという自身と誇りを持った「人と自然を活かす社会」を目指します。

未来に向かって創造し、プラス を獲得する社会

国の三位一体改革の推進や過疎化、少子高齢化の進行等により、私たちのような小規模自治体が自立していくには大変厳しい情勢下にあります。

このような時代の転換期においては、村と村民が「村の自立」に向けて心を一つにし、主体性と創造性に富んだ意欲を抱くとともに、村全体がそれを応援する機運を持つことが必要です。私たちは、この時代の転換を新しい飛躍のチャンスと捉え、「未来に向かって創造し、プラス を獲得する社会」を目指します。

(3) 本計画により実施する取組と目標

村づくりの4つの柱

基本的な視点を支える主要な施策を次の4つの柱に体系化し、総合的に推進することで目標の達成に向けた取組を行います。

自立に向けた環境づくり

自立の意識づくり、効率的な行政運営と健全な財政運営

活力ある経済づくり

人的交流を深め、経済の活性化を促す社会基盤の整備

地域の魅力を伝える情報網の整備

安心、安全、快適な暮らしづくり

地域で支える安心の福祉づくり

健康・安全・快適な暮らしづくり

心豊かな人づくり

地域に根ざした学校づくり

伝統文化、自然の継承

人を大切にする地域社会づくり

具体的な取組

() 村づくりの主役は「村民」です。売木村には、「はざ干し うるぎ米」、「黒毛和種 売木牛」、「摘み草の里づくり」など、村の特産品を創造し、成功を収めた実績があります。売木村民であることに自信と誇りを持ちつつ「精神的な自立」を図るため、「自立に向けた村づくりへの村民の積極的な参加と議論の継続実施」、「村民と村職員が未来に向けて創造し挑戦する意識を涵養し、地域を挙げて応援する環境づくり」に取り組みます。

() 「車」が主要な交通手段である売木村にとって、人的交流と経済の発展を図るには、人と物の流れを効率的に機能させるための道路網整備が欠かせません。しかしながら、村道は幅員狭小区間も多く存在し、また、水源の管理や集落へ通じる村道の迂回路的な林道も未改良、未舗装の区間があり、森林の整備を推進することとあわせて、早期

に改良、舗装を行ない維持管理費の軽減を図る必要があります。

効率的な財政運営を行う中で、「道整備交付金」を活用して村道の整備を行なうことで、農地を活用した交流施設や温泉などの観光施設の交通ネットワークを構築するとともに、林道の改良、舗装を行ない、造林、保育、間伐等の適切な施業による森林の健全育成と公益機能の発揮を推進します。

また、森林施業の確保は、交流等をきっかけにした定住希望者の働く場所の確保にもつながるものです。

() 少子高齢化が進む売木村では、保健・福祉・医療の各分野が有機的に連携して、村民のニーズに対応した最適のサービスを提供することが重要です。健康診断の受診体制の整備や健康教室等の開催、広域的な救急医療体制の整備を進めます。また、緊急時の交通確保のためにも村道の改良を進めるなど、災害に対する備えを充分に行ない、子供から高齢者までの村民全員が、住み慣れた地域で安心して充実した暮らしができる地域づくりを行います。

() 売木村の次世代を担う人づくりのため、自然、人、地域の交流を積極的に取り入れた総合学習を行います。村に伝わる文化、伝統、自然等を題材にした講座の開催等により、村の魅力を村内外に伝えます。

[目標 1] 村道と連係した林道改良、舗装による森林施業の推進

林道生スズ線 利用区域面積 1 3 0 ha うち人工林面積 1 0 ha

森林施業 H13～H17実績 37.92ha H18～H22計画 50ha

木材搬出 H13～H17実績 0m³ H18～H22計画 2,695m³

[目標 2] 村道の交通危険箇所の解消による人と物の交流促進

村道の拡幅により、大型機械での除雪を可能にして冬期間の凍結危険箇所を解消するとともに、観光施設間の交通網を整備する。

危険箇所 4 路線 4ヶ所 0ヶ所に解消

[目標 3] グリーンツーリズムによる農家民泊、体験農園受入と農地の有効利用による農山村景観の保全

観光客の増加 1 7 万人 1 8 万人・・定住につながる都市住民との交流

農地の遊休化防止 3 h a

5. 目標を達成するために行う事業

[5 - 1] 全体の概要

売木村総合振興計画では「プラス を獲得する社会づくり」の実現を目指しています。「プラス 」とは、定住したり訪れたりする「人」であったり、経済を活性化させる「お金」であったり、自律することや安心安全といった「精神」であったりします。本計画では、地域住民がこの「プラス 」を獲得する社会づくりのための基盤整備を実施することとします。

公共交通機関が無く自家用車が住民の足となっている売木村では、特に冬期間の交通確保は重要な課題となっています。本計画で整備する村道はいずれも幅員4.0mと狭く、冬期間は凍結が激しいため通行困難となり、生活に支障をきたしています。幅員の確保により大型機械による除雪体制も整備され、住民生活の安全性が確保されます。また、体験農園等の整備と併せ、観光客の通行をスムーズにすることで複数の施設の利用を促し、人の流れを作り地域の活性化につなげます。

また林道生スズ線は村道の迂回路としても利用され、住民の7割が利用している簡易水道水源の管理や集落の生活道路としても重要な役割を果たしています。利用区域内には間伐を必要とする森林も多く、森林のもつ公益的機能が発揮されるよう森林整備を推進するためにも未改良区間を解消し、利用者の安全性と利便性を向上させます。

生活、経済の基盤である道路整備の実施に併せ、主要道路周辺の森林整備や集落ぐるみでの農地の保全を行うことで、豊かな農山村のイメージを作り出すとともに、農家民泊や農作業体験の場を増やすことで都市住民との交流を推進します。間伐が中心となる森林整備は、森林の公益的な機能を発揮させることのほかに、森林作業に携わる村民や、交流を通じて売木村へ定住を希望する人に就労の場を提供することができます。

[5 - 2] 法第4条の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了しています。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面のとおりです。

- ・村 道；道路法に規定する村道に昭和59年3月26日に認定済み。
- ・林 道；森林法による伊那谷地域森林計画（平成10年樹立）に路線を記載。

施設の種類（事業区域）、実施主体

- ・村 道（売木村） 売木村
- ・林 道（売木村） 売木村

事業期間

- ・村 道 平成19年度～平成22年度
- ・林 道 平成18年度～平成21年度

整備量及び事業費

- ・村道4路線 L = 300m、林道1路線 L = 1,335m
- ・総事業費 79,920千円
 - 村道 30,000千円(うち交付金 15,000千円)
 - 林道 49,920千円(うち交付金 15,936千円)

[5 - 3] その他の事業

住民参加の村づくりに関する事業

住民参加による「村づくり委員会専門部会」を継続して開催します。定期的を開催することで、総合振興計画等の目標に向けた課題を住民と役場職員が共有し、真の自立に向けた村づくりを行います。

豊かな自然と農村景観を活かした産業振興

・公的里山整備事業

村内主要道路沿線の間伐を推進することで、景観にも配慮した森林整備を行うとともに、間伐材の搬出・販売による森林所有者の経済効果も向上させます。

・中山間地域等直接支払事業

高齢化や野生鳥獣による被害のため、山林に近い傾斜のある農地から遊休化が懸念されています。農地の保全是国土の保全でもあります。個人では管理しきれない農地の担い手への集積や、結いによる集落単位での農地の保全に取組むことで、遊休農地の発生を防止するとともに、農山村としての原風景を守ります。

都市住民との交流推進事業

・農家民泊、体験農園等の開設

グリーンツーリズムによる農家民泊や、体験農園の整備、リンゴのオーナー制度などの受入を温泉やキャンプ場と関係させることにより、都市住民との交流の場を増やし、観光施設への入込み客増加を図ります。

・新米祭りの開催

売木村ではきれいな水と冷涼な気候が育んだおいしい米が生産されています。「うまい！うるぎ米」を合言葉に、お米を売り込む取組が始まりました。村内外でイベントを開催することで、売木村のリピーターを確保し、うるぎ米をはじめとする農林産物の流通を促進し地域経済への波及効果を高めます。

6. 計画期間

認定の日から～平成23年3月末日までとする。

7. 地域再生計画の目標達成に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握するとともに、村民参加による「村づくり委員会専門部会」により達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行ない、事業の継続等について審議を行います。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし